

令和6年度 第3回静岡県環境審議会温泉部会

1 日時 令和7年1月28日（火） 午後1時30分から2時5分まで

2 場所 県庁本館4階議会第1委員会室（静岡市葵区迫手町9-6）

3 出席者

(1) 委員 8人

杉本委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、杉山委員、
手塚委員、正木委員、益子委員

(2) 事務局 7人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監、
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、菅谷専門主査、
賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案から第3号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

動力装置許可申請について、事務局が第4号議案について説明し、異議なく承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】定刻になりましたので、只今から、令和6年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は、委員10名のうち、佐藤委員と原委員の2名が所用により御欠席されております。Web参加の稲葉委員、益子委員を含めまして、8名全員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

以降の議事進行につきましては、温泉部会運営規程第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、杉本部会長に議事進行をお願いします。

【杉本部会長】皆様、改めまして、こんにちは。それでは、これより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号から第3号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が3件、第4号議案の動力装置許可申請が1件の合計4件でございます。審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。それでは、まず、第1号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【事務局（衛生課長）】第1号議案の掘削につきまして説明いたします。議案書の5ページをお開きください。申請者は、賀茂郡河津町梨本の株式会社桜井です。掘削場所は、賀茂郡河津町梨本で準保護地域です。具体的な位置につきましては、議案書の6ページから7ページを御覧ください。河津町役場から北西へ約6.7キロメートルのところですが、議案書5ページにお戻りください。掘削地は申請者の単独所有になります。申請内容ですが、現行泉のケーシング破損が修繕不能であるため、代替掘削を行い、宿泊施設、浴用施設及び近隣住宅へ供給するものです。1点、補足説明をいたします。温泉準保護地域における替掘りにつきましては、温泉保護地域の取扱いに準じております。温泉保護地域の替掘りの要件につきましては、次第の5ページを御覧ください。資料3の静岡県温泉保護対策要綱をお示ししております。御覧ください。第2、温泉保護地域の3、申請に対する取扱い(1)、掘削のエでございます。ゆう出路の修繕が困難な利用泉の替掘りでございますけれども、この要件のうち、(ウ)に掘削の位置は、元の源泉から概ね半径5メートル以内とすることとありますが、本申請につきましては、元の源泉から8メートルの位置を掘削したいとの申請になってございます。これは、元の源泉から半径5メートル以内の土地においては急斜面でありまして、掘削工事ができない状況であるため、このような申請となっております。続きまして、掘削の内容ですが、議案書10ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は400メートル、最終口径は100ミリメートルとなります。続いて、議案書5ページに戻ります。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が3本ございまして、源泉管理者の同意が取れております。河津町からの意見につ

きましては、特段の意見はございませんでした。地元の河津温泉組合から、異議ない旨の意見書が提出されております。可燃性天然ガスの安全対策についてでございますけれども、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局といたしましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部部长】 只今、事務局から議案の説明がありました。委員の皆様のお意見を願います。稲葉委員、益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部部长】 御意見いかがでしょうか。

【杉本部部长】 御意見もないようでございますので採決に移らせていただきます。稲葉委員、益子委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。事務局から説明のあった第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部部长】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、第2号議案でございます。事務局の説明を求めます。

【事務局(衛生課長)】 第2号議案の掘削について説明いたします。議案書の11ページをお開きください。申請者は、東京都新宿区西新宿の株式会社F Jネクストホールディングスです。申請場所は、伊東市湯田町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の13ページから14ページを御覧ください。JR伊東駅から南に約800mのところ。議案書の11ページにお戻りください。掘削地は申請者の単独所有です。申請内容ですが、ケーシング管の破損等により揚湯管の抜管ができず源泉の修繕工事が行えないため、代替掘削を行い、宿泊施設へ浴用として供給するものです。掘削の内容ですが、議案書17ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は585メートル、最終口径は98ミリメートルとなります。続きまして、掘削地付近の状況ですが、12ページにありますとおり、200メートル以内に利用源泉が15本あり、そのうち12本の源泉管理者から同意が取れており

ます。伊東市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。地元の一般社団法人伊東温泉協会から、一部の源泉管理者から同意を得られていない点について、許可にあたり、周辺源泉への影響を配慮する必要がある旨の意見書が提出されております。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様のお意見を願います。稲葉委員、益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部長】 益子委員。

【益子委員】 一部の源泉で同意が得られていないという御発言がございましたが、それは12ページのどの部分に当たるのでしょうか。

【事務局】 同意が得られていない源泉は3本あります。12ページの2段目の364077と記載のあります源泉、次の3段目の364090と記載のあります源泉、その下の段の4段目の364122と記載のあります源泉となります。

【益子委員】 はい、わかりました。特に、364077は掘削地点からの距離が63メートルと非常に近いので、源泉への影響を配慮する必要があるということの認識を掘削事業者は持っていらっしゃるようですけれども、具体的にどのような配慮をお考えなのか、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

【事務局】 実際は、源泉の所有者から、すみません、今回の申請者から源泉所有者に対してお話をしてくださっていて、そのうちお近くにおられない方に対して、郵送等による連絡を試みているのですが、返信をいただけないという状況になっています。配慮につきましては、行政側からになってしまいますが、毎年実施しております温泉実態調査の結果をみながら影響の有無を確認していこうと考えております。

【益子委員】 県の調査は年に2回ですね。

【事務局】年1回です。

【益子委員】年1回ですか、今。そうしますと、年1回だけのデータで影響うんぬんを判断するのは非常に難しいと思いますので、今回の申請者であるF Jネクストホールディングスにお願いして、特に同意が得られていないところだけというわけではないけれども、周辺の近い源泉については影響のあるなしの確認をできるように、例えば工事前、工事中、工事後に、少なくとも数回ぐらいのゆう出量確認をしておいた方がよいと思いますので、そこはぜひ指導していただければよろしいかなと思います。

【事務局】ありがとうございます。事業者はその旨を伝え、調査をするようお願いしていると思います。

【益子委員】特に、組合の意見として、影響を配慮する必要があるという意見が寄せられておりますので、それに沿うような形での実施が望まれると思いますので、よろしく願いいたします。

【杉本部長】他に御意見ありますでしょうか。

【木村委員】1つ確認なのですが、今回、この中で同意を得られていないというふうに書かれていますけれども、反対という意味ではないという認識でよいでしょうか。先ほど、連絡が取れないとか、返信がないとか。

【佐々木委員】申請するにあたり、今まで、申請者が頼んでいた行政書士が急に廃業しました。新たに市議会議員をやっている人で行政書士をしている人にお願いしました。その方が初めての作業になるので、全部に連絡を取ったのですが、3件から返信がないということです。駄目だとかということではなくて、返信がないということです。理事会でもこの話が出まして、今後、もらうということになっています。組合としてはこういう問題もあるのではないかとということを県にあげまして、ここホテルさんで伊東の業者から東京の業者に移って、十数年前によく検査で立会いに行ったのですが、容量の半分も出ていないんですね、そうしたらポンプを替えないといけないとなりまして、支障があるということで依頼が来たわけです。追々、来るとは思いますけれども、3件。

【杉本部長】他の委員の方、よろしいでしょうか。

【杉本部長】 それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。稲葉委員、益子委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。事務局から説明のあった第2号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続きまして、第3号議案でございます。事務局の説明を求めます。

【事務局（衛生課長）】 第3号議案の掘削について説明いたします。議案書の19ページをお開きください。申請者は、熱海市伊豆山の管理組合法人熱海アビタシオンです。掘削場所は、熱海市伊豆山で保護地域です。具体的な位置については、議案書の21ページから22ページを御覧ください。JR熱海駅から北東に約1キロメートルのところですが、議案書19ページにお戻りください。掘削地は申請者の単独所有です。申請の目的ですが、ケーシング管の破損により源泉の修繕工事が行えないため、代替掘削を行い、各組合員の住宅へ浴用として、供給するものです。掘削の内容ですが、議案書25ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は272メートル、最終口径は75ミリメートルとなります。続いて、掘削地付近の状況ですが、20ページにありますとおり200メートル以内に利用源泉が5本あり、そのうち4本の源泉管理者から同意が取れております。熱海市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を申し上げます。稲葉委員、益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部長】 杉山委員。

【杉山委員】 さっきもそうでしたが、5本のうち4本からしか同意が得られていないので

すが、なぜ1本は同意を得られていないのでしょうか。

【事務局】 今回の場合ですが、やはり申請者側が連絡しているのですが、返信がないと聞いてございます。

【杉山委員】 そういった話ならしょうがないのかもしれないですが、なるべく温泉部会にあがってくるときには皆さんの同意を得た上であげてほしい。

【事務局】 同意を得られていないのはホテルですが、休止中で現場に人がおらず、申請者が支配人さんに連絡を取っているのですが、連絡がつかず、申請者が困っているような状況です。

【杉山委員】 なるべく同意をもらってください。

【事務局】 源泉を保健所が確認に行っているのですが、ここ数年放置されたような状態にして、連絡がつかない状況です。

【杉本部長】 Web参加の稲葉委員、益子委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他の皆様もよろしいでしょうか。

【益子委員】 いいでしょうか。

【杉本部長】 益子委員。

【益子委員】 先ほどのお答えに関連して意見ですけれども、他のところでもですね、管理者、所有者に連絡がつかないという源泉が結構あるんですね。こういったものについては、整理をしていかなければいけないと思うので、行政の方では大変かもしれないですけれども、そういった連絡がつかない所在不明といった源泉を整理していただくということが必要かなと。できれば、連絡がつかないということであれば廃止といったことの指導もできないということもありますけれども、手をつけられるところから所有関係についての明確なところ、明確でないところの区分をしっかりとしてほしいなと思います。これは意見ですので、特別の関係はございませんけれども。

【事務局】 所在不明となってくる源泉については、どなたかに譲渡するなり、廃止するなりといったことで指導していこうと思います。

【杉本部長】 それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。

稲葉委員、益子委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。事務局から説明のあった第3号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請については、第4号議案の1件について、審議します。事務局の説明を求めます。

【事務局（衛生課長）】第4号議案について、議案書の27ページをお開きください。申請者は、東京都港区六本木の株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメントです。申請場所は、賀茂郡東伊豆町奈良本で保護地域です。具体的な位置については、議案書の29ページを御覧ください。伊豆急行伊豆急行線伊豆熱川駅から西へ約30メートルのところです。議案書の27ページにお戻りください。申請理由ですが、エアリフトポンプから水中ポンプへ動力を変更するものです。利用の目的ですが、申請者の宿泊施設へ浴用として供給するものです。続いて、申請内容ですが、3.7kwの水中ポンプを82メートルの深さに設置し、従前の許可量から算出される揚湯量よりも少ない毎分●●リットルを揚湯するものです。従前の許可量から算出される揚湯量につきまして、補足説明をいたします。次第の9ページを御覧ください。資料4の温泉掘削許可等の基準についてがございます。具体的には、13ページにあります、地域毎の実情により適当と認められる範囲についてです。こちらの表の上段にあります「熱川、大川熱川、片瀬白田」を御覧ください。ポンプ及び揚湯量欄の2つ目の点の水中ポンプ導入前の許可量から算出することとなっておりますので、従前許可量が毎分●●リットルでありますことから、その90%の毎分●●リットルが算出されます。今回、毎分●●リットルよりも少ない、毎分●●リットルで申請されております。議案書に戻ります。申請地付近の状況ですが、28ページにありますとおり200m以内に利用源泉が11本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の熱川温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありました。委員の皆様は御意見を伺います。稲葉委員、益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部長】 益子委員、どうぞ。

【益子委員】 基本的に問題ないかもしれませんが、ちょっとわからないのがですね、申請内容は●●リットル毎分、これは先ほどの許可量から換算されたものよりも少ないというのはよいのですが、揚湯試験で確認された●●リットル毎分ですよね、この差はどう解釈したらよいのか、そこだけ御説明いただけないでしょうか。

【事務局】 今回、揚湯試験で●●リットル毎分ですけれども、許可申請が●●リットル毎分となっています。申請者から揚湯試験で●●リットル毎分という結果が提出され、申請者が基本的には●●リットル毎分までしか揚湯しないということで申し出があったところですが、●●リットル毎分で申請したいとの要望がありました。実際に従前の許可揚湯量から算出される揚湯量は●●リットル毎分となりますので、●●リットル毎分で支障ないと考えております。

【益子委員】 要は、●●リットル程度しか汲めないけれども、汲まないけれども、許可量としては●●リットルを申請しておきたいということですね。簡単に言えば。

【事務局】 はい。そうでございます。

【益子委員】 はい、わかりました。それは先ほどの御説明で言えば、●●リットルから算出されるので問題ないという判断ということですね。

【事務局】 はい。そうでございます。

【益子委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【杉本部長】 他の委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

【杉本部長】 それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。稲葉委員、益子委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。事務局から説明のあった第4号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】異議もございませんので、そのように決定いたします。以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。県におかれましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いいたします。それでは、進行を、事務局にお返しいたします。

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。それでは、最後に、生活衛生局長の米倉より委員の皆様方に御挨拶を申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長代理）】以上をもちまして、令和6年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。